

申請者が提出したのはそうした資料だったことを「知っていた」のである。

③にもかかわらず垣見証人は、「不適格な調査資料」の誤りを指摘せず、海底最上部の堆積層を正確に判断できる音波調査データの提出も求めず、また、ボーリングなどによる調査の実施も求めていない。

④垣見証人および安全審査会は、「不適格」と認識しているが、断層が海底最上部の堆積層に及んでいるかどうかを判断する資料に用いたのである。

以上の①から④まで明らかになっている音波探査データの用い方についての、本件安全審査の誤りも、看過できない重大な誤りであることは明白である。

（3）伊方沖の海底最上部の堆積層、及び断層の規模、活動度を知るための「評価方法」も誤っている。

前述のように、本件安全審査では、伊方沖断層の海底最上部の堆積層、及び断層の規模、活動度を知るために「不適格」な調査データを、唯一の判断資料に用いるという誤りを犯したが、そのデータを基にした評価の方法として、海底最上部の堆積層及び断層の「見えない箇所」を「推定で判断」するという、救いがたい誤った方法を行っている。

このように絶対してはならない誤りを犯した本件安全審査の誤りは、「不適格な資料」の使用と同様に、看過できない重大な誤りであることは明白である。

（4）伊方沖活断層を、不適格な海底音波調査を基に、断層規模を小さく、活動性を低くみた「判断」結果の誤り結論

これまでに指摘してきたことから明らかのように、申請者は、活断層の調査方法、調査

結果の用い方、評価の方法のいずれにおいても、正確な判断がなし得ない結果を招く事が必然のやり方を行っている。

原告らの指摘どおりに、断層評価は、断層規模と活動性のいずれについても極めて「過少な」判断となる誤りを犯している。すなわち、断層規模は、「切れ切れになっており、それらをつないだとしても、せいぜい20Km程度」とされ、誘発される地震のマグニチュード（以下、Mと略）も「それより小さいと思うが、これが仮に動いても、7程度」とみなし、そして活動性は、「海底の堆積層の最上部が動いていないので、過去1万8千年（後に、反対尋問で1万年に訂正）は動いておらず活動性は低い」と判断した。

このような判断について、被告は、垣見証人の「四国西部から九州へ行くに従って、活動性は低くなる傾向がある」との、何の裏付けもない証言を「補強証拠」とした。

しかし、翌96年に公表された「岡村調査」によって、垣見証言は事実と全く異なった証言であり、その証言の誤りを指摘してきた原告らの主張が正当であったことが実証された。

（以下次号に続く）

会計報告（00.8/1～8/31）

収入	
会費	12,000
ニュース講読料	22,000
カンパ	5,000
計	39,000
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,400
振替手数料	1,450
計	33,700
差引	5,300
積立金合計	1,800,707

伊方訴訟ニュース

225
第324号

2000年8月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

伊方原発周辺住民らの不安と主張の正しさ示す事実が次々と

女川原発から5.5kmの地点に自衛隊機2機が墜落

7月4日、宮城県牡鹿町の山中に航空自衛隊のジェット練習機2機が墜落し、乗員3名が死亡するという事故が発生した。

2機は、近く開かれる予定だった航空祭でのアクロバット飛行のために、牡鹿半島先端の金華山沖で訓練し、松島基地に帰る途中だったという。

牡鹿半島の中央近くには、東北電力女川原発があり、1、2号機が運転中であった。墜落地点は原発から約5.5キロで、今年の3月22日にも、ジェット練習機が原発から約7キロの女川町の山中に墜落し、山火事を起こしたばかりである。

運輸省発行の「航空路誌」によると、自衛隊機などの訓練空域は、原発から半径約3.6キロ以内、高度約610メートル以下を除く、となっていたが、墜落したジェット機は約3キロの地点まで接近したという。しかし、制限規則違反には、罰則や法的拘束力はない。

女川原発周辺住民と自治体の不安と怒りは高まっており、原発近くでの飛行禁止や訓練空域の見直しなどの要求が、さらに高まると予想されている。東北電力の八島社長も、7月24日に異例の記者会見を行い、「どうして原発の近くを飛ぶのか」と自衛隊機の飛行

ルートに不満を表明した。

今回の墜落事故は、「伊方原発に航空機が落下する確率はきわめて小さいので、原子炉施設への墜落の影響を審査する必要はない」との被告国（日本）の主張の根拠のなさを、さらに明らかにしたもので、判決文作成の裁判官たちも頭を抱えていることであろう。

福島第一原発6号機震度4で細管破断

7月21日、茨城県沖合約30kmの海底で地震が発生。その直後に、東京電力福島第一原発6号機で、気体廃棄物処理系で排ガスの流量が異常に増加。

東京電力は8月2日に、その原因は原子炉からの蒸気を逃がす弁に取り付けられていた外径34ミリの細管が地震で破断し、そこから空気が流入したためであったと発表。

細管はタービン建屋内を通しており、設計震度6に耐えるはずだったが、それより遙かに小さい震度4で破断してしまった。

その細管は、原子炉起動ごとに、膨張する蒸気を逃がすためのものであるが、原子炉起動、停止で変化する蒸気の温度のために、これまで数十回膨張、収縮を繰り返し、そのために「疲労」し、劣化していたところに地震で破断した、と推定されている。

東京電力では、その細管は、運転期間20年の間に検査していなかったために発生したトラブルで、設計地震動には問題はなかった、と釈明しているが、運転による配管の劣化を考慮していなかった耐震設計の実態を知った周辺住民に深刻な不安を与えていた。

伊方原発でも、特に、「アキレス腱」となっている蒸気発生器細管の耐震性に周辺住民は不安を抱いてきたが、それが杞憂でないことを今回の破断は教えていた。

2号炉訴訟 国の主張を追いつめた 住民らの最終準備書面

(その3)

I 「最終準備書面（一）」

(続き)

第5章 本件敷地上空の安全性を主張する 被告の欺まん性

2 原告の主張

はじめに

被告は原子力規制法や「原子炉立地指針およびその適用に関する判断のめやすについて」（以下では「立地審査指針」）、「安全設計審査指針」を無視した本件安全審査の誤審、欠落を追認したうえ、擁護するという誤りを犯している。原告は被告のこうした誤り、擁護の不当性を以下に指摘する。

（1）被告の恣意的、ズサンな本件安全審査の追認の誤り

被告は、ただ単に法や規則を見ただけで、「立地審査指針」、「安全設計審査指針」を無視し、本件敷地上空や周辺の実態調査を何もしていないズサンな本件安全審査を追認する誤りを犯した。

被告の主張している「本件原子炉に航空機が墜落することを想定する必要はない」と判

断した根拠の実態である三点の理由（①航空法第81条及び運輸省航空局長の大坂航空局長への通達文などによる原子力発電所などを避けるよう求めたもの、最低安全高度の規制や飛行制限にかかる情報の提供、指導が行われていること、②外国軍隊は、駐留国において、その公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであるということが、一般国際法上の原則となっている、③本件敷地周辺に飛行場がない）は、単に法的規則や行政指導の有無を、ただ一般的に確認したにすぎない。

それ以外の、本件原子炉上空付近の過去、そして審査時の飛行機の飛来、さらに過去の本件原子炉周辺への飛行機の墜落、外国軍隊の飛行機の飛来情況、将来の民間航空機の空路、予測される外国軍隊の飛行情況、外国からの攻撃の恐れなどの調査、実態把握は何一つ行っていない。

（2）本件原子炉上空に飛行禁止にされていない。－被告証拠の虚偽性－

（一）被告は「本件原子炉に航空機が墜落することを想定する必要はない」と判断した根拠として、「原子力施設上空の飛行規則」、及び、「運輸省航空局長が大阪航空局長に提出した「原子力関係施設上空の飛行規制について」の二つの証拠を提出している。

しかし、二つの証拠は、ともに、「施設上空の飛行は、できる限り避けさせること」と明文化されているにとどまり、本件原子炉などの施設の上空の飛行を禁止しているわけではない。

（二）被告提出の証拠「航空法」も本件上空の飛行を禁止していない。日本の民間航空機などが本件原子炉の上空を飛ぶ場合に、運輸大臣に許可、届け出の義務を明記していた

り、あるいは、飛行を避けるよう定めているに過ぎない。

（三）被告は、四国電力が伊方3号炉の設置許可のために申請した際の書類に次のように書かれていることを証拠にあげている。

「当該原子炉の上空を飛行する航空機は巡航状態であり、航空機が発電所に落下する確率は十分小さいことが確認され、航空機の墜落を考慮する必要はない」と判断されている」と。

しかしこの書類は、本件原子炉設置後9年も経って申請された3号炉用の書類であり、本件安全審査でも同様の作成された資料をもとに審査されるべきであったのに、なんらそうした資料もないままに判断した本件安全審査のズサンな実態をバクロしたものである。

（3）被告は、民間機が本件敷地上空を空路としている事をはじめ、本件敷地周辺にある軍用基地、訓練空域などの存在、さらには日米地位協定を見落としている安全審査を認める誤りを犯した。

被告側証人石川赳夫の証言で、以下の2点が明らかになった。

（一）本件審査前に開設された松山一宮崎間の民間定期航空路を、本件安全調査員が全く把握していなかった。

（二）本件原子炉敷地周辺に自衛隊や米軍基地、さらには自衛隊、米軍の訓練空域、海域があること、米軍機の低空飛行訓練飛行コース、自衛隊の訓練空域などが存在することも知らなかっただし、それらの実態についても把握していなかった。

（4）被告は、「立地審査指針」を無視した審査を容認している。

（一）「立地審査指針」には、本件原子炉な

どの立地条件を次のように明記している。

「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと、また、災害を拡大する事象も少ないと」と。

本件安全審査では、前記の各節に示したように、「立地審査指針」の条件を充たすための調査、現状把握さえやっていない。

さらに、本件敷地周辺の過去の飛行機の墜落調査をせず、本件原子炉許可申請時の本件上空の飛行機などの飛行状況の調査もなされなかった。

米軍の大型ヘリが本件原子炉近くに墜落したことは、将来、「大きな事故の誘因となる事象」が起きる恐れの大きいことの証であり、本件安全審査及びそれを容認した被告の看過しがたい瑕疵のあらわれである。

（二）現在の本件原子炉上空、及び周辺は、原告らが提出した数々の証拠によって明らかのように、民間航空機をはじめ自衛隊機、外国軍隊機など、飛行機やヘリコプターが頻繁に飛来しており、今なお、「大きな事故の誘因となるような事象」に脅かされていることの証である。

（5）本件原子炉敷地上空の危険性

（一）本件原子炉周辺では、前述のように、多くの航空機が飛び交っており、いつ大事故が起きても不思議ではない。

特に、米軍機の低空飛行訓練の危険性については、本件安全審査前においても、九州大学に墜落、都市部の住宅地に墜落と市街地人家の密集地に頻繁に墜落し貴い人命を奪っていることで明らかである。

本件原子炉上空でのこうした事故に対する対策、予防策は、今もってなんら講じられて

いないし、米軍機や一般航空機の飛行禁止の法や規則などの立法処置はとられていない。

(二)米軍は、その低空飛行訓練で、発電所を攻撃目標として訓練していることが証拠で明らかにされている。本件原子炉近くへの米軍大型ヘリの墜落も、米軍機が本件原子炉を攻撃目標にして訓練していて墜落した可能性は大きい。

(6)被告は、「安全設計審査指針五「に示された、本件原子炉への航空機などの墜落による影響を無視した審査を追認した過ちを犯した。」

(一)「安全設計審査指針」には、次のように明記されている。

「安全上重要な構築物、系統及び機器は、想定される飛来物、管のむち打ち、または流出液体の影響などから生じる恐れのある動的影響、熱的影響または、水によって、原子炉の安全を損なう事のない設計であること」と。

被告は、この指針に基づいた航空機の危険についての審査が全く行われなかつた理由として、「本件原子炉に航空機が墜落することを想定する必要ないと判断した」ことをあげている。しかし、上記指針には、「想定する必要がないから墜落による機器などへの影響を審査しなくてもいい」などとは、どこにも書かれていません。したがって、被告の行為は、本件原子炉周辺住民の安全を最大限に考慮した法を無視した違法行為である。

(二)ところが被告は、上記指針を満足させる条件の一つとして、「安全上重要な構築物、系統および機器に航空機が墜落することが想定されないこと」と勝手な解釈をし、本件安全審査の重大な過ちを繕おうとしている。

る。

(三)被告は、「航空機が発電所に落下する確率は十分小さい事が確認され、航空機の墜落を考慮する必要はない」と主張しているが、もちろん、100%墜落しないと断定しているわけではない。

上記の指針に従えば、たとえ航空機が墜落する確率は十分小さくとも、墜落の影響を審査しなければならないことは当然である。

(四)さらに被告は、「航空機が発電所に落下する確率は十分小さいことが確認された」とする主張の立証は全く行っていない。

(五)申請者の四国電力が、「安全設計審査指針」が指示している設計上の考慮さえしていない本件原子炉設置申請を認めた安全審査の誤りを、被告は追認する過ちを犯している。

(7)墜落の確率がきわめて小さい場合でも、他の施設の安全審査では審査されている。

本件原子炉と同様の核施設である青森県・六ヶ所村の日本原燃六ヶ所事業所建設については、「立地審査指針」に基づいた安全審査が行われている。

その審査内容は、施設周辺の定期航路の有無や空港、防衛庁などが設定した訓練空域の存在、さらには、石油備蓄基地の影響の審査などである。

また、「飛行機が本施設に墜落する可能性はきわめて小さい」としながら、も、「航空機が本施設に仮に墜落した場合の影響についても解析し、大きな事故の誘因となる事象否かを評価している」と、安全審査内容をらかにしている。

結論

被告は、上空からの航空機の墜落や飛来物は、本件原子炉に重大な影響があるので、審査の必要はある、との認識を抱いていながらも、ズサンで恣意的な本件安全審査を追認する過ちを犯している。

本件安全審査での判断は、被告が主張するように、「航空機墜落に関して災害の防止上支障がないものとした合理的なもの」とはとても言えない。それどころか、原子炉規制法や「安全設計審査指針」、「立地審査指針」を無視し、さらには立証責任をも放棄して、本件原子炉への飛行機などの墜落の危険性の審査を全くしなかつた無責任極まるものである。

「最終準備書面（一）」終わり

II 「最終準備書面（二）」

第1章 地震、断層に係わる原告主張のまとめ

この章では、これまでに原告が提出してきた数々の準備書面と垣見俊弘証人の尋問結果を通じて、原告が主張してきた本件安全審査の誤りを総論的にまとめておく。

(1)伊方沖活断層の断層の規模及び活動性を把握するための「審査方法の誤り」

①申請者の四国電力は、本件2号炉敷地の至近距離に、大活断層の中央構造線の存在を予測し、その断層部の規模、活動性を見るための海底音波探査を実施した。

しかし、その調査は、海底の堆積層の最部（沖積層）の解明には適しておらず、深い場所を解明するための調査方法（スパークー）だった。

②その上、浅い部分を見るために当然必要な音波調査法（ソノプローブ）は、調査方法

（音波の周波数）を変えれば容易に行うことができたにもかかわらず、実施していない。

③垣見証人は、本件安全審査では、スパークーによる調査資料以外には、伊方沖海底調査に関する資料は提出されなかったことを認めている。

④従つて、申請者は、海底の浅い部分を「正確に」調査する意志 자체を持っていなかったことは明らかである。

このことは、本件調査のみならず、1及び3号炉の調査においても、浅い部分を把握するための音波調査を実施していない事実によって、より明確になっている。

⑤以上の事実について、本件安全審査は十分に知っていたにもかかわらず、申請者の誤りを指摘することもなく、最も必要な浅い部分の調査資料の無いままに、申請内容を無条件に認めた。

⑥従つて、伊方沖活断層の規模、活動度についての判断結果が正確性に欠ける事は、審査の前にすでに明らかであった。

以上の①から⑥までの誤りは看過できない重大な誤りであることは明白である。

(2)誤った調査方法による調査結果の「用い方」も誤っている

①前節で指摘したとおり、申請者の実施した調査の方法自体が、海底最上部の正確な把握ができないものであったが、調査結果として申請者が提出した調査データそのものも、極めてズサンな資料であった。

すなわち、提出された調査データは、海底最上部の堆積層では、調査した全域に渡つて、音波の二重反射により、実際の地質の状態は写っていない「不適格な調査資料」だったのである。

②その上に、垣見証人は、審査当時から、